

大津市消費生活センターだより **ぽけっと**

社会でおこる消費者トラブルは様々ですが、最近、消費生活センターに多く寄せられているインターネット購入に関連した相談をご紹介します。

「お試し」「1回だけ」のつもりが 定期購入だった!!

スマホで、健康サプリメント「**今ならキャンペーンで、初回限定 980 円!**」の広告を見てお試しで申込んだ。しかし、再び、同じ商品が3個届き、今度は **30,000 円**の請求書が入っていた。慌ててサイトをよく見ると、小さな字で、「3回購入が条件の『定期購入』です。」と書かれていたが、見落としていた。



消費生活センターからアドバイス

- **注文する前に「定期購入」が条件になっていないか、細かい文字もよく確認しましょう。**
- **ネット購入など通信販売にクーリング・オフはありません。**
- **困ったときは消費生活センター等へご相談ください。**

～ご相談・お問い合わせ～

大津市消費生活センター 077-528-2662

相談時間：平日午前9時から午後5時まで（電話・来所での相談となります）

消費者ホットライン 188 (い・や・や)

お住まいの自治体の消費生活センターや相談窓口をご案内します。

見守り 新鮮情報

- ◆ 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ◆ 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ◆ “インターネットや電話、電力・ガスの契約切替”
- ◆ “スマホのトラブル” 契約内容や操作を確認
- ◆ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”
- ◆ パソコンに警告表示“サポート詐欺”

高齢者とそのまわりの方に 気を付けてほしい 消費者トラブル10選

- ◆ “架空請求”、“偽メール・偽SMS”
- ◆ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ◆ “不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ◆ 偽サイトなどに注意
“インターネット通販”



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



見守るくん

他人事じゃないよ

- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。
- 消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。身近な方がトラブルに気付いた場合には、できるだけ早く相談してください。

本文イラスト：黒崎玄

見守り新鮮情報 第442号（2023年1月31日）発行：独立行政法人国民生活センター

大津市消費者問題啓発協力員の活動 《協力員募集中!!》

「特殊詐欺！～私たちはだまされない～」
大津市と滋賀県警は協力して1月14日（土）に特殊詐欺防止のための講座を開催しました。
滋賀県警が、特殊詐欺の発生状況や対策を説明。

消費者問題啓発協力員は、実際の手口を啓発劇として上演しました！

